

宅老所 縁が和
契約書及び重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(介護保険事業所番号 2071100453)

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業契約書

有限会社すまいる（以下「事業者」という）の運営する宅老所縁が和（以下「事業所」という）と要支援及び事業対象者等（以下「利用者」という）または利用者を扶養する者（以下「扶養者」という）が、事業者が提供する介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業（通所型サービス（以下「通所型サービス」という）の利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としてサービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約は利用者が通所型サービスの契約書を事業所に提出した時から効力を有します。

2 利用者は、本契約及び重要事項説明書に掲げた内容を基に、初回利用時の通所型サービス契約書の提出を持って、以後繰り返し問う事業所の通所型サービスを利用できるものとします。

（通所型サービス計画の作成及び変更）

第3条 事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の支援計画（以下「ケアプラン」といいます。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所型サービス計画（以下「サービス計画」といいます。）を作成します。サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得たうえで交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第4条 事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数および利用料は、重要事項説明書のとおりです。

2 利用者及び扶養者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更がケアプランの範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者及び扶養者がケアプランの変更を希望する場合は、速やかに担当の地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。

4 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者及び扶養者の同意を得ます。

（利用料等の支払い）

第5条 利用者及び扶養者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、重要事項説明書の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。

2 利用料の請求や支払方法は、重要事項説明書のとおりです。

(利用料の変更)

第6条 事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者及び扶養者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者及び扶養者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

(利用料の滞納)

第7条 利用者及び扶養者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を2ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者及び扶養者に対し、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター及び中野市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者及び扶養者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第8条 利用者及び扶養者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 利用者及び扶養者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
 - (1) 事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしめない場合
 - (2) 事業者が、第12条に定める守秘義務に違反した場合
 - (3) 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

(事業者の解約権)

第9条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
 - (2) 利用者が事業者の通常の事業の実施地域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター及び必要に応じて中野市に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が要介護又は自立となった場合
- (3) 事業対象者が基本チェックリストにより非該当となった場合
- (4) 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- (5) 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は

- 介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
- (6) 第2条第2項に基づき、利用者及び扶養者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
 - (7) 第8条第1項に基づき、利用者及び扶養者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
 - (8) 第6条もしくは第8条第2項に基づき、利用者及び扶養者から解約の意思表示がなされた場合
 - (9) 第7条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合
 - (10) 第9条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(損害賠償)

- 第11条 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は扶養者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。
- 2 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。
 - 3 利用者又は扶養者に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

(守秘義務)

- 第12条 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は扶養者の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は扶養者の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
 - 3 事業者は、利用者及び扶養者の個人情報について、介護保険法第23条に基づくもののほか、利用者のケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとしします。

(苦情処理)

- 第13条 利用者又は扶養者は、提供されたサービスに苦情がある場合は、重要事項説明書に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、提供したサービスについて、利用者又は扶養者から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。
 - 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録の作成及び保存)

- 第14条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存します。
- 2 利用者及び扶養者（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとしします。
 - 3 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上

で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第1項の記録の写しを交付することができるものとします。

(契約外条項)

第15条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり、通所型サービスに関する契約を締結します。

上記契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び事業者の双方が記名の上、それぞれ1部ずつ保有します。

令和 年 月 日

(利用者) 利用者 住所

氏名

(代理人) 署名代行者 住所

氏名

本人との続柄

(事業者) 住所 長野県中野市大字新野59-1

事業者(法人名) 有限会社すまいる

代表者職・氏名 代表取締役 小川広樹

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（通所介護相当サービス） 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 すまいる
主たる事務所の所在地	〒383-0034 中野市大字新野59-1
代表者（職名・氏名）	代表取締役 小川 広樹
設 立 年 月 日	平成16年3月12日
電 話 番 号	0269-22-3539

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	宅老所 縁が和	
サービスの種類	第一号通所事業（通所介護相当サービス）	
事業所の所在地	〒383-0034 中野市大字新野59-4	
電 話 番 号	0269-26-4488	
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日指定	2071100453
管理者の氏名	佐藤 智恵美	
事業の実施地域	中野市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態等の利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業（通所介護相当サービス）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者	1人
看護師	1人以上
機能訓練指導員	1人以上
介護職員	1人以上
生活相談員	1人以上

7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	佐藤 智恵美
--------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は<別紙>を参照して下さい。

9. 支払い方法

ご利用料金は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、口座振替・振り込み・現金のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後お渡しします。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び中野市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0269-26-4488 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	中野市高齢者支援課	電話番号 0269-22-2111
	長野県国民健康保険団体連合会	電話番号 026-238-1580

13. 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止の措置について

(1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為、緊急のやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこととし、身体拘束を行う場合はその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残し家人に承諾を得るものとします。

(2) 高齢者に対し虐待行為を行う事は絶対にありません。もし、そのような場面を発見した場合は管理者に報告し、事実関係を明らかにした上で家人及び保険者にも報告し対策を検討します。

(3) 身体拘束の検討及び高齢者虐待防止の委員会を開催し、指針の整備や研修の実施及び担当者を定めることにより、虐待の発生又はその再発を防止します。

14. ハラスメントに対する取り組みについて

委員は、身体拘束廃止、高齢者虐待防止の委員会の委員が兼務し、ハラスメントに対する取り組みも行っています。

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- (4) 当事業所の職員に対し、精神的及び肉体的な圧力があつた場合、サービスの継続が困難になることがありますのでご協力をお願いします。
 - ① 金品やお菓子など、お心付けは不要です。
 - ② ご自宅を訪問する際は、ペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
 - ③ 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けて下さい。
 - ④ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。
 - ⑤ 職員がご自宅を訪問中の喫煙はご遠慮下さい。

16. 非常災害及び感染症対策

事業者は、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整える為、業務継続計画を策定し、研修と訓練を実施しております。

17. 第三者評価の実施の有無

第三者評価とは介護サービスの質の向上のためであると同時に、評価結果を公表することにより、ご利用者の適切なサービス選択に資するための情報を生み出す目的があります。当施設では現在第三者評価を実施していません。

附則

この規程は、平成30年11月1日より一部改正する。

この規程は、令和1年5月1日より一部改正する。

この規程は、令和1年10月1日より一部改正する。

この規程は、令和3年4月1日より一部改正する。

この規程は、令和4年10月1日より一部改正する。

この規程は、令和5年3月1日より一部改正する。

この規程は、令和6年4月1日より一部改正する。

この規程は、令和6年6月1日より一部改正する。

この規程は、令和6年8月8日より一部改正する。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	長野県中野市大字新野59-1
	事業者	有限会社 すまいる
		代表取締役 小川広樹

説明者署名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名

個人情報使用同意書

私(利用者及びその家族)の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1・使用する目的

利用者のための居宅サービスが、居宅サービス計画に沿って円滑に実施されるためのサービス担当者会議や介護支援専門員との連絡調整等において必要とされる場合に使用する。

2・使用する期間

令和 年 月 日より (利用者により変更の意思表示があるまで)

3・条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、出席者、内容等の記載をしておくこと。

以上

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

利用者家族 住所 _____

本人との関係
() 氏名 _____

代理者の氏名 住所 _____

本人との関係
() 氏名 _____